

令和2年度 第1回 埼玉県社会教育委員会議 会議録

1 日 時 令和2年8月27日（木）13：30～14：45

2 会 場 埼玉会館 会議室7B

3 出席した委員 （19人）

青山 鉄兵委員、生駒 章子委員、猪俣 敏裕委員、内田 剛史委員、
大矢 美香委員、柿沼トミ子委員、風間 重文委員、川端 貴雄委員、
木下 博信委員、坂口 緑委員、高澤 守委員、立山 優二委員、
長坂 道子委員、西村 平雪委員、芳賀 洋子委員、又野亜希子委員、
米沢三八子委員、和田 明広委員

4 欠席した委員 （1人）

有田るみ子委員

5 あいさつ

埼玉県教育局市町村支援部 関口睦 部長

6 委員の紹介

今年度から新たに選任された5人の委員が自己紹介

7 議長及び副議長の選任

議長は坂口緑委員、副議長は木下博信委員が選任された。

8 議事の経過

（1）議長の開会宣言

（2）会議の公開・非公開

議長が会議の公開・非公開を委員に諮り、公開とする。
傍聴者なし

（3）会議録署名委員の指名

議長から長坂委員と西村委員が指名された。

(4) 議題及び経過

ア 報告及び議題

(報告)

- 外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくりモデル事業について

(議題)

- 社会教育施設（げんきプラザ）の役割と取組について
- 社会教育関係団体運営費補助金について

イ 経過

(報告)「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」モデル事業について

議長

はじめに、「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」モデル事業について事務局より説明願いたい。

事務局

現在も多くの外国人が埼玉県に在住する中、外国人への日本語指導や生活支援など、多文化共生に向けた取組を行う必要がある。

そのため県では、「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」について、新規事業として取り組んでいる。

事業の立ち上げにあたり、昨年度の埼玉県社会教育委員会議でいただいた意見やアイデアを参考に企画立案を行い、新規事業として予算を獲得した。

多文化共生社会の実現には、3つの課題がある。

一つは、日本語の理解が不十分なため、必要な情報が正確に伝わらない「言葉の壁」、二つ目が地域の生活ルールを知らないことなどから教育や就労などについて必要なサービスが受けられない「制度の壁」、三つ目が文化や生活習慣の「違い」から日本人と外国人とがお互いに関わりあうことを避ける「こころの壁」である。

今後、各モデル地区で実施する学校の先生及び外国人保護者に対するアンケート調査でニーズや困り感について明らかにしていくが、昨年度実施した県内市教委訪問の際の聞き取りによると、学校においては、「外国人児童生徒とその保護者とうまく意思の疎通が図れない」、「児童・生徒同士、保護者同士のつながりがもてない」などの声を多く聞いている。

学校では、日本語指導対応加配などで対応しているものの、学校だけで外国人保護者への対応まで行うには負担が大きい状況である。一方で地域では、NPOなどが外国人への支援を行っているが、必ずしも支援の場へ行きやすいとは言えない状況である。

そこで、社会教育委員会議でもご提案を頂いたが、取組の方向性として、学校の信用性を用いて外国人の児童とその保護者を支援の中に引き込みNPOや企業、大学、地域住民と連携しながら、支援していく。モデル地区としては、熊谷市とふじみ野市の2か所で、両市には了解を得て、今後の方向性について何度か話し合いをしている。

ふじみ野市では、学校教育課を中心に社会教育課、公民館の担当者等が参加し、支援策について共通理解を図っている。またふじみ野市には、ふじみ野国際交流センターがあり、事業の連携先として考えている。

熊谷市では、学校教育課が中心となり、いずれは、玉井小学校を拠点に市内全域に広めていくことを考えている。

両市とも、県がコーディネーター役となり、学校と関係機関をつなぐ中心的な役割を果たす。

これらのことを通して、「ことばの壁」や「こころの壁」が取り払われ、学校での問題解決が図れるとともに、将来的には、外国人を含めた地域コミュニティーの形成までつなげたい。

モデル事業は3年間として、その成果を広報し、県内各地に広めていきたい。

議長 説明に対して、ご質問、ご意見があったらお願いしたい。

委員 説明の中で、各市の学校教育課が中心となりとあったが、各市の生涯学習課あるいは社会教育課との関りはどうなっているか。

事務局 各市とも学校教育課が中心であるが、社会教育課・生涯学習課や公民館とも連携している。

委員 今年に入りコロナが学校に影響を及ぼしており、外国人の親子に情報を伝えるのが難しくなっている。綿密な支援の必要性が高まっている。

議長 仰るとおりで、コロナのことは昨年想定できなかった。
学校中心の取組ではあるが、同時にふじみ野市などではNPOの活動を生かしていくことも考えているようであり、県内のNPOの活用にもつながっていくことも想定していることを補足しておく。
他に何か意見などはあるか。

委員 コロナの中で、健康問題が課題になっている。子供たちの医療費は各市町村で無償化されているところも多いが、外国人の保護者は日本の健康保険に未加入の人がほとんどだそうなので、家族の健康状態に

ついて、学校が直接ということではないが、一步踏み込んだケアが必要だ。

議長 事業を進める前提としての部分にも気をつけることが必要ということである。
他にいかがか。

委員 コロナ禍で、外国人への支援をしているNPOなどの団体が大変厳しい状況に置かれていて、子供食堂が開催できなくなるなどしている。支援する側が厳しい環境に置かれていることについて対策しなければ、支援したくてもできないという状況になる。対策を検討いただきたい。

委員 支援する側が支援できない状況になっているということに関して、私たちの団体はこの時代なので3月に入ってすぐ活動をZoomに切り替えた。活動日も増え、参加者も増えて通常以上の広がりを持って活動することができた。今まで通りではなく、これを機会に新しいやり方を考えることもできると感じた。

議長 集まらない時代の社会教育をどうするかというのは大きな課題。
オンラインで置き換えられるところは置き換えるというご提案かと思う。

委員 子供たち、特に外国人の親子がオンラインを使える環境にあるのか。パソコンがないなど使いたくても使えない人たちにしっかりと対応しなければならない。

議長 外国にルーツのある方は普段からコミュニケーションツールとしてオンラインを比較的使っているとはいわれるが、落ち着いて使える環境でない家庭もあるなど課題はある。同時に、支える側へのサポートも必要と思う。

委員 こちらが考えるより外国の方はオンライン環境が整っている場合が多い。すべてができるわけでもなく、ゼロにしないのでできることからやっっていこうという気持ちで私たちはやっている。今まではバス

や電車に乗らなければいけなかった遠方の方が参加しやすいメリットもある。

(議題) 社会教育施設（げんきプラザ）の役割と取組について

議長

事務局から、説明願いたい。

事務局

平成30年12月の答申にもあるように、「社会教育施設は、地域住民に身近な施設として人が育ち、人がつながる拠点として貴重な教育財産を有し地域における社会教育の拠点」として機能してきた。

埼玉県にもげんきプラザや図書館等の社会教育施設があり、今回はげんきプラザについて議論して頂きたい。

げんきプラザは、県内に6か所あり、学校や各青少年団体等に野外炊飯や登山等様々な宿泊を伴った体験活動を提供している。

現在の子供たちは、体を動かしたり自然の中で活動したり、地域の大人や異年齢の仲間と交流したりする直接体験の機会が減少していると指摘されている。

新学習指導要領では、自然や文化に触れる体験を通して学校における学習活動を充実させることや、校外における集団活動を通して人間関係を深めることなど、体験活動が重視されている。

げんきプラザでは、通常の受け入れ業務の他に、不登校や引きこもりなど学校生活に不安を抱える児童生徒を対象に「生活リズムの改善と未来への希望を抱く」ことを目的に「わくわく未来事業」を行っている。また、特別支援学級等の児童生徒と家族を対象に「障害のある子ない子が一緒に自然体験活動を行い、心のバリアフリー化を目指す」ことを目的に「いきいき体験活動事業」等を行っている。

今後げんきプラザは、上記の施策に加えて、時代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進し、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点として役割を担うことが期待される。

げんきプラザの役割と取組についてどのようなことが考えられるか。

委員

げんきプラザは6箇所あるが、すべて年間を通じて宿泊者を受け入

れているのか。

事務局 現在はコロナ禍において宿泊を停止しているが、7月から日帰り利用を再開した。平時は通年宿泊を受け入れている。

大滝について冬季は利用者が少ないが、受け入れている。

委員 げんきプラザはたまに利用させてもらっている。外国人の方がここを拠点に料理教室を開いて地域の方と交流を図ったイベントはとても好評だった。

子供たちだけではなく高齢者などいろいろな人に利用してもらうのが大切だといつも思っている。

事務局 もとは少年自然の家と青年の家だったものが平成14年に改編されてげんきプラザになった。当初は少年と青年をターゲットにしている、現在も少年・青年が中心だが、最近は高齢者を対象にした講座なども行っており、よく利用してもらっている。今後も高齢者などを対象とした取組を続けてまいりたい。

委員 高齢者が教える側で参加する取組はないか。

事務局 各げんきプラザではボランティアの育成も行っていて、高齢者も若者も教える側になってもらうということをやっている。

委員 直営のげんきプラザは加須と大滝の2箇所、あとは指定管理者による管理と伺っている。直営の場合は県の施策を容易に反映できるが、指定管理者の場合は管理者によって得手不得手の特性があると思う。そのあたりは全体のバランスとしてどう考えているか。

事務局 直営の2箇所については、県の現代的課題を解決する術について、実践を伴って検証するということをしている。他の4所については、直営の2所で学んだことを下ろして行って、色々な方に利用してもらえるようにしている。

委員 利用は主に小中学校が中心か。一般の人も使えるのか。

事務局	<p>宿泊ではスポーツ少年団や小中学校の林間学校が中心だが、日帰り利用を含めると、高齢の方を含め多くの方に利用いただいている。</p>
委員	<p>小中学校の利用が中心になるかと思うが、学校によって利用頻度が高い学校もあれば、まったく利用していない学校もある。学校のげんきプラザ利用状況を県で調べたことはあるか。また、利用していない学校に対して県として何かしらアクションを起こしているか。</p>
事務局	<p>げんきプラザは西部や北部に多く立地していて、東部は加須1箇所である。そのため、全体で見ると東部の市町村で利用が少ないのが現状である。多くの方に利用していただけるよう、県ではもちろん、加須げんきプラザ自身でも広報活動を行っている。</p>
委員	<p>利用していない学校は把握されているか。なぜ利用しないのか、利用してもらうためにはどうしたらよいかという検討はしているか。</p>
事務局	<p>昨年度利用した学校をピックアップしたことはある。比較的繰り返し利用している学校もあれば、市町村単位で利用がないところもあったので、そういったところが課題だと思う。</p>
	<p>加須と大滝が直営で、あとは指定管理者である。先ほどの補足だが、例えば去年からアスポート事業を加須と大滝で開始した。それを他の4所にも広げていこうと考えている。</p>
	<p>また、障害のある方の野外活動や不登校の方への対応といった取組を、加須と大滝のげんきプラザで先行してやり、いまではすべての施設に広がっている。</p>
	<p>各げんきプラザには特色があり、例えば長瀬では地域のお祭りに商工会や観光協会と一緒に参加するとか、神川にはグラウンドがあるので野外活動を中心としたイベントが得意とか、そういった特徴を活かしていきたいと思う。</p>
	<p>学校については、小中だけでなく大学の利用もある。平日に野外活動を含んだ研修をやる会社もだんだん増えてきている。また、家族で釣りや登山の体験をするという利用も増えており、徐々にではあるが、利用の幅は広がっていると感じている。</p>
	<p>大規模な学校は一度に全員泊まれないということもあり、遠くの民間のホテルに行ってしまうということもある。学校単位ではなく教育</p>

委員会単位で動くところも多いので、各市の教育委員会へのアプローチもやっている。

委員

青年の家に勤めていたことがあるので、施設がますます充実することを期待している。不登校生徒を対象にした事業などは非常に難しいと思うが、熟慮の上取り組んでいることは大変素晴らしい。

厳しいとは思いますが、宿泊体験は長いほうがいい。1泊2日だと、少し我慢したらすぐ帰ってしまう。長い宿泊体験が大きな成果を上げているのは事実なので、ぜひ検討していただいて、1泊2日を2泊3日にするとか、何らかの新しい形を見せていただきたい。

委員

学校の立場で申し上げる。小中学校は林間学校ということで、県内であれば移動が少なく済むので利用されている学校が多いと思う。コロナの関係で、遠方への林間学校や修学旅行を少し縮小して、身近なところでコンパクトにということではげんきプラザの利用を考えている学校もある。

行政に行ったときに初任者の若い先生が、アウトドアの経験が少ない先生もいらしたので、林間学校のような体験学習に向けた初任者の先生の研修で利用したこともあった。

予約について、学校は1年前、2年前に予約することが多いのだが、予約の受付開始時期について柔軟に対応してもらうことはできるのか。

事務局

学校の利用については毎年10月始めの2週間程度を申込期間としている。一般の団体と比べて優先的な取り扱いとしている。

委員

家庭教育アドバイザーとして質問したい。私は加須市に住んでいるが、加須市と共催で月に1回子育てサロンを催している。先ほどげんきプラザでボランティアを養成しているという話があったが、げんきプラザからボランティア講師を派遣してもらうことはできるのか。

事務局

昨年度、家庭教育アドバイザーの方をげんきプラザから派遣して、ネットトラブルについて講演いただいたことはあった。他にうどん作りイベントやテニス大会の運営などでボランティアにサポートいただいている。

委員 小学生のころげんきプラザを利用したが、友達もできてすごく楽しかった思い出がある。「いきいき体験活動事業」も「わくわく未来事業」も恥ずかしながら知らなかった。学校で手紙を配布して周知しているのか。

事務局 事業のチラシや年間プログラムは学校に送っている。
「いきいき体験活動事業」についても学校でチラシを配布している。「わくわく未来事業」については不登校の子が対象なので、そういった子たちが通う近隣の適応指導教室と直接やり取りをしたうえで、そういった方々を中心に声をかけている。

委員 子供が小さなきときはいくつかげんきプラザを利用したことがある。一保護者のイメージとしては、げんきプラザのイベントはお得な買い物を見つけた時のような、飛びつきたくなるようなイメージがあるので、何に困っているのか、話を聞いていてもよくわからなかった。
何を出せばいいのか、ただこういういい事業があるよと出せばいいのかそこがよく分からない。平日に人を呼びたいとか、週末の宿泊を増やしたいとか、あるいはすでにでている事業がかなりあると思うので、それを詰めたとか、もうすこし課題を具体的にしてほしい。
一つ思いついたのは、子ども大学の有志を集めて、大会のようなものやってみたりとかは面白いのではと思った。

事務局 げんきプラザについては、6所あるのでそれぞれの課題があると思うが、共通して言えるのは、平日の利用や閑散期の利用をどうしたら促進できるかということだ。
「わくわく未来事業」に来ている子は、不登校とはいえげんきプラザには来れている。そこにすら来れない引きこもりの子たちにどうアプローチするかといった点が課題と考えている。
各げんきプラザではボッチャ体験やフェスティバルなど様々なイベントをご用意しているので、近隣の方々にご参加いただきたい。

委員 先ほど宿泊の日数の話があった。今は学校が忙しく、体験活動に1泊しか取れなかったり、林間学校そのものができなかったりする学校が全国的に増えている。そのために、学校利用を主体とした宿泊施設

の稼働率が全国的に下がっている現状がある。

とはいえ、県によりかなり違いがあり、県教委が力を入れて体験学習の日数を確保しているところもある。げんきプラザの特性を生かすという意味では、ぜひ学校教育の行政とも連携しながら、長期の体験学習の実施をサポートできる体制が県教委にあるといいと感じた。

もう1点。「いきいき体験活動事業」や「わくわく未来事業」のような現代的課題への取組は重要だと思うし、それを直営施設で先行して指定管理施設に流していくというのも一つの考え方だとは思いますが、例えば名栗や神川には野外教育に強い事業者が指定管理者として入っている。指定管理者の強みを活かす形で各所の特徴を出していくことが必要と思われる。次の指定管理者の見直しの際に、そういった指定管理者の強みや専門性を活かして、とんがったことができるような評価の在り方にしてあげないと、結局稼働率ベースで数が減った増えたというだけの話になってしまう。

3点目は、西部や北部に偏ったげんきプラザの利用率をどうやって上げていくかということが課題になっていたが、県は広域行政。基礎自治体が持っている青少年教育施設もある。林間学校用の施設を市が持っていてそこを使うのが基本になっているような市もあると思う。

広域行政としては、プレイヤーとして人を集めることと同時に、県内の様々な市町村の青少年教育施設や団体とネットワークを作り、その底上げをする。そういう県全体の底上げをする役割を担えたらいいと思う。

委員

東日本大震災の時に東北から避難して最初にたどり着いたのが加須のげんきプラザだった。その時は宿泊できる施設であることが非常に役に立った。

子供たちが生き抜く力をつけるために、げんきプラザの力は役に立つ。安心安全の拠点として、子供たちにもっと身近な存在となるようPRしていくことが必要と思う。

議長

非常時の拠点として、例えば防災の観点からなにか取組はあるか。

事務局

例えば、昨年度の大雨で秩父地域が被害を受けた時に、今まで地域の方に開放したということはなかったが、地元から要望があり、急遽長瀬げんきプラザを開けた。

地域の方が避難をしてきて、自分の家の近くにこんないい施設があるとは知らなかったという声があった。それで、地元の人に知られていないということが初めて分かった。

長瀬げんきプラザはその時から地域をもっと大事にしなければいけないということに気づき、先ほど申し上げたように商工会や観光協会と密接に連携をとるようになった。

神川も大雨の際は同様に地域の方への開放を行った。これからもそういうことは工夫していきたい。

委員

私もげんきプラザはよく知らなかった。地元が小川で小川げんきプラザがあるが、げんきプラザという名前にしたことで小中学生がメインのイメージだ。

先ほどあった高齢の方が講師になっているという話の中で、障害のある方の福祉事業所としての立場でみると、一つはげんきプラザの利用者側として施設を利用するということと、もう一つは運営側に入ってその活動にボランティアに参加していくことが、障害のある方の福祉にとって必要だと思った。

例えば私たちの団体では、地元市町村の公の場所の花の手入れのようなボランティアな活動もするし、役場などのアウトソーシングで障害のある方の働く場の確保も目指している。地元の施設という認識がなかったこともあり、これまで県立の施設は中々そういう対象にしていなかった。

県内に6箇所ある施設が地域の人に利用されると共に、地域の方の働く場になっていたり、障害のある方に仕事がアウトソースされる場所になっていたりするといいのかなと思う。

そうしてげんきプラザが地域のものになっていくということと、子供のための施設というイメージしかなかったので、もう少し広く県民にアピールする必要があると感じた。

議長

色々なご意見をいただいた。

事業中心に考えると、ここで行われている事業が他の施設と共有されたり、他の市町村と共有されたりということも重要だ。

委員から指摘のあったように、県の施設であるけれど、地域の施設でもあって、県全体のものでもあるが私たちの町のものでもあるという考え方で、施設が使われるといいと思った。

指定管理者の強みが消えないような評価を考えるのは行政の仕事なので、ぜひ取り組んでいただきたい。

社会教育関係団体運営費補助金交付について

事務局

今年度の補助金交付予定の社会教育関係団体は、社会教育や家庭教育、青少年教育、芸術文化等に広域的に取り組んでいる19の団体である。

これらの団体は、県の施策を推進する上で必要であり、社会教育の振興に寄与するものとして補助を予定している。

補助団体、補助金額は、令和元年度と変更なし。

社会教育法第13条には「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」とあり、この規定に則って、皆様からご意見をいただきたい。

本日の会議では、県が補助金を支出することによって、不当な統制的支配や事業への干渉がないか、ということについてご意見をいただきたい。

委員

補助金の交付にあたり、各団体の1年間の活動状況を確認していると思うが、評価基準はあるのか。成果の検証はされているか。

事務局

具体的な各団体の活動内容を評価することではなく、全体として、各団体の活動が県の施策や社会教育の推進に寄与しているかという点でみている。

議長

社会教育関係団体は、社会教育委員会が審査をするという対象ではなく、各団体の自主的な活動を応援し、団体が委縮などしないようにすることが役割である。

委員

各団体の活動状況に応じて、増額も含めた予算の見直しを行っているか。

事務局 増額の要望をいただくこともあるが、県全体の財政状況が厳しい中で、予算の削減をしていく必要がある中、今回は昨年と同額を確保したというところだ。

委員 対象団体はいつごろから今の団体になっているのか。

事務局 一番新しい団体は10年程前から補助対象になった。

委員 社会的に必要な活動をしている団体は増えているのではないか。新しく補助を受けたい団体もいると思う。

議長 当会議として、各団体への不当な統制的支配がないと判断してよろしいか。

《異議なし》

議事まとめ

議長 次回の会議の進め方については、事務局と検討させていただく。それでは、本日の議事は以上で終了する。